

ご家族の介護に備えて「介護する側」の暮らしを守る

介護共済

全印工連の医療・がん・介護共済(団体総合生活保険)



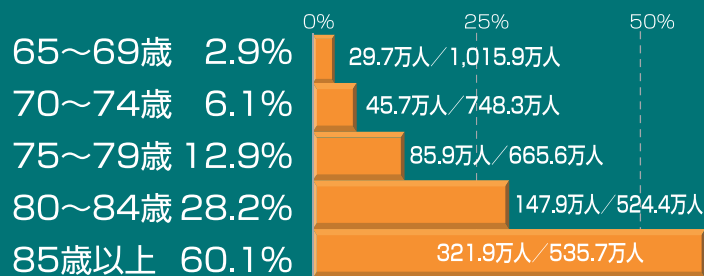
他人事ではすまされない!

要介護・要支援認定者数 **約647万人!!**

65歳以上人口では18.1%(5.5人に1人)にのぼります。

*1 40歳以上の認定者数

《年代別要介護認定率》



【出典】厚生労働省「介護給付費等実態調査月報(平成29年4月審査分)」

【出典】総務省「人口推計(平成29年4月確定値)」

実際問題、
介護にかかるお金は…?

一時費用*2の合計

平均約70万円

月々の介護費用とは別に、自宅の改修費用や車いす、特殊ベッドなどの福祉用品の購入などで初期費用がかかる可能性があります。

*2 公的介護保険サービスの自己負担費用を含む

【出典】(公財)生命保険文化センター「平成30年度生命保険に関する全国実態調査(速報版)」

要介護状態初期に一時的になる主な費用の目安

(自費で購入等した場合) 【出典】(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2020年6月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

■車いす

- ・自走式 6~19万円
- ・電動式 30~50万円

■階段昇降機

- ・いす式直線階段用 50万円~※工事費別途

■特殊寝台(介護ベッド)

- ・15~50万円
- ※機能により金額は異なる

■手すり

- ・廊下・階段・浴室用など 1万円~
- ※サイズ・素材により金額は異なる(工事費別途)

- ポータブルトイレ
- ・水洗式 1~4万円
- ・シャワー式 10~25万円

■移動用リフト

- ・据置式 20~50万円
- ・レール走行式 50万円~
- ※工事費別途



全印工連の医療・がん・介護共済(団体総合生活保険)なら

もしもあなたのご家族に介護が必要になったときに、介護に必要な初期費用が準備でき、仕事と介護の両立を支援し、生活に支障をきたす介護離職を避けることができます。

全印工連の医療・がん・介護共済なら・・・

介護補償保険金(一時金) **300万円**

- 公的介護保険制度に基づく**要介護2以上**の認定を受けた場合、または、
- 東京海上日動所定の**要介護状態(要介護2)**と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に保険金をお支払いします。



保険金額・保険料

保険期間：1年間
団体割引：10%

補償の型	独自基準追加型(要介護2)	
介護補償保険金額	300万円	
保険料 (年払)	40～44歳	530円
	45～49歳	1,070円
	50～54歳	2,200円
	55～59歳	4,510円
	60～64歳	9,410円
	65～69歳	19,650円
	70～74歳	41,110円
	75～79歳	90,010円
	80～84歳	207,320円

介護を受ける方の年齢

※80～84歳は、更新のみご加入いただけます。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が、満40歳以上満79歳以下の方に限ります。

*1 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

東京海上日動所定の要介護状態(要介護2)

次の1、2のいずれにも該当する状態をいいます。

1. 下記(1)～(4)のいずれかに合致した場合

(1)歩行ができない(2)寝返りができない(3)入浴その他の複雑な動作等ができない(4)排せつ等日常生活上の一部の行為ができない

2. 下記(1)、(2)のいずれかのため他人の介護が必要な状態

(1)次の①または②のいずれかに該当する状態
①衣類の着脱の際に、下記a～dのうちの2つ以上についてできない状態*1

②衣類の着脱の際に、下記a～dのうちの3つ以上についてできない状態*1または見守りを必要とする状態*2

- a. ボタンのかけはずし b. 上衣の着脱
c. ズボンまたはパンツ等の着脱 d. 靴下の着脱

(2)認知症により「所定の要介護状態(要介護2用)の追加補償特約」*3に規定する問題行為が2項目以上みられる場合

*1 部分的に介助が必要な場合を含みます。

*2 介護者が手を出して介助は行わないが見守りまたは指示が必要な状態をいいます。

*3 詳細は、パンフレット等記載の「補償の概要等」をご確認ください。

掛金例



●従業員の方ご本人(50歳)を介護対象者としてご加入の場合

介護補償保険料+運営事務費=

介護補償保険料**2,200円**+運営事務費1,000円=年間掛金**3,200円**

●従業員の方のご両親(母親:65歳、父親68歳)を介護対象者としてご加入の場合

介護補償保険料+運営事務費=

母親の介護補償保険料**19,650円**+父親の介護補償保険料**19,650円**+運営事務費2,000円=年間掛金**41,300円**



このチラシは、団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

被保険者の方が既に要介護認定を受けておられる場合、又は要介護認定を申請中の場合もお申込みできません。

お申込み受付

TEL 03-5962-3075 共立株式会社 業務開発部

共立株式会社より必要書類(加入依頼書・口座振替依頼書)をご案内いたしますので、加入依頼書・口座振替依頼書にご記入・ご署名・ご捺印のうえ、共立株式会社までご提出ください。

●ご加入日は下表のように年に4回を定めております。

ご加入日	申込締切	ご加入日	申込締切
7月1日 (更新日)	5月初旬	1月1日 (中途加入日)	(前月) 12月10日
10月1日 (中途加入日)	(前月) 9月10日	4月1日 (中途加入日)	(前月) 3月10日

注1 その年によって更新日が変わります。

注2 締切当日が土日又は祝祭日の場合はその前日となります。

お問
合せ
先

【代理店】

共立株式会社・業務開発部

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-2-16 共立日本橋ビル

TEL:03-5962-3075

【保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社 広域法人部 団体・共同組織室

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL:03-3515-4151